

平成24年度介護報酬改定案

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスであり、中重度者の在宅生活を可能にすることを目的に創設。

1 提供するサービス

(1) 定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

(2) 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス

(3) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

(4) 訪問看護サービス

看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

2 事業形態

(1) 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

上記1 (1)～(4)のサービスを提供する事業

(2) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

上記1 (1)～(3)のサービスを提供する事業

※上記1 (4)のサービスについては、連携する訪問看護事業所が提供
→訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準は適用されない。

<訪問看護事業者との連携>

- 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、連携する訪問看護事業所との契約に基づき、訪問看護事業所から必要な協力を得なければならない。
- 連携に要する経費については、契約に基づく委託料として、両者の合意の下、適切に定めること。

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
	<p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)】</p> <p>●一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定</p> <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)】</p> <p>●連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、利用者に対し、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定</p>	<p>◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)】(一体型)</p> <p>●訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>要介護1 6,670単位/月 要介護2 11,120単位/月 要介護3 17,800単位/月 要介護4 22,250単位/月 要介護5 26,700単位/月</p> <p>●訪問看護サービスを行う場合</p> <p>要介護1 9,270単位/月 要介護2 13,920単位/月 要介護3 20,720単位/月 要介護4 25,310単位/月 要介護5 30,450単位/月</p> <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)】(連携型)</p> <p>要介護1 6,670単位/月 要介護2 11,120単位/月 要介護3 17,800単位/月 要介護4 22,250単位/月 要介護5 26,700単位/月</p> <p>※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算定</p>	<p>●通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して、当該訪問介護看護を行った場合は、通所介護等を利用した日数に以下の単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算</p> <p>(Ⅰ)の訪問看護を行わない場合又は(Ⅱ)の場合</p> <p>要介護1 145単位/日 要介護2 242単位/日 要介護3 386単位/日 要介護4 483単位/日 要介護5 580単位/日</p> <p>(Ⅰ)の訪問看護を行う場合</p> <p>要介護1 201単位/日 要介護2 302単位/日 要介護3 450単位/日 要介護4 550単位/日 要介護5 661単位/日</p> <p>●短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は、基本報酬の1日分相当額に当該月の短期入所系利用日数を乗じて得た単位数を減算</p> <p>【(Ⅰ)訪問看護サービスを行う場合の算定について】</p> <p>●准看護師が行った場合は、所定単位数の98/100を算定</p> <p>●利用者の主治医により、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間に限って、「(Ⅰ)訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定</p>	<p>1(5)H18告示126 P159～P160 P163 2(4)H18通知 0331005等 P471、P474</p>	<p>—</p>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
条件不利地域への配慮	●厚生労働大臣が定める地域にある事業所等の従業者が当該サービスを提供した場合	◆特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算 1月につき、所定単位数に15%を乗じた単位数を算定		1(5)H18告示126 P160 2(4)H18通知 0331005等 P472	—
条件不利地域への配慮	●厚生労働大臣が定める地域にあり、かつ厚生労働省が定める施設基準に適合する事業所等の従業者が当該サービスを提供した場合	◆中山間地域等における小規模事業所加算 1月につき、所定単位数に10%を乗じた単位数を算定	●当該加算を算定する場合、その旨について利用者に事前に説明し、同意を得てサービスを行う必要がある。	1(5)H18告示126 P161 2(4)H18通知 0331005等 P472	—
条件不利地域への配慮	●厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、当該サービスを提供した場合	◆中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 1月につき、所定単位数に5%を乗じた単位数を算定	●当該加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることができない	1(5)H18告示126 P161～P162 2(4)H18通知 0331005等 P472	—
医療ニーズへの対応の強化	●事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合	◆緊急時訪問看護加算 290単位/月 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(訪問看護サービスを行う場合)にのみ加算 ※訪問看護を行った月に算定		1(5)H18告示126 P162 2(4)H18通知 0331005等 P472～P473	—
医療ニーズへの対応の強化	【特別管理加算(Ⅰ)】 ●訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態(イ)に該当する状態にある者に対して、訪問看護サービスを行う場合 【特別管理加算(Ⅱ)】 ●訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態(ロ～ホ)に該当する状態にある者に対して、訪問看護サービスを行う場合	◆特別管理加算 特別管理加算(Ⅰ) 500単位/月 特別管理加算(Ⅱ) 250単位/月 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(訪問看護サービスを行う場合)にのみ加算 ※訪問看護を行った月に算定		1(5)H18告示126 P162 2(4)H18通知 0331005等 P473	—

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆＝新規、◇＝一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
看取りの対応の強化	<p>●在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合</p> <p>※厚生労働省が定める状態(末期の悪性腫瘍等)にある場合は、ターミナルケアを1日行っていればよい</p> <p>※ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む</p>	<p>◆ターミナルケア加算 2,000単位/月</p> <p>※定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(訪問看護サービスを行う場合)にのみ加算</p> <p>※利用者の死亡月に加算</p>	<p>●以下の基準に適合しているものとして市町村への届出が必要</p> <p>○必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制であること</p> <p>○主治医と連携し、ターミナルケアの計画及び支援体制について、利用者等に説明し、同意を得ていること</p> <p>○利用者の身体状況の変化など必要事項が適切に記録されていること</p>	<p>1(5)H18告示126 P162～P163 2(4)H18通知 0331005等 P473～P474</p>	必要
初期加算	<p>●当該サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間</p>	<p>◆初期加算 30単位/日</p>	<p>●30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も同様</p>	<p>1(5)H18告示126 P163</p>	—
退院等に対する支援の強化	<p>●病院、診療所、介護老人保健施設から退院(退所)する者に対し、当該事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院(退所)後、初回の訪問看護サービスを行った場合</p>	<p>◆退院時共同指導加算 600単位/回</p> <p>※一人の利用者の退院(退所)につき1回限り(特別な管理を必要とする利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合は2回)</p> <p>※初回の訪問看護サービスを実施した月に算定</p>		<p>1(5)H18告示126 P163 2(4)H18通知 0331005等 P474</p>	—

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
サービス提供体制の強化	<p>【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)】</p> <p>(1)従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施(予定)していること</p> <p>(2)利用者に関する情報や留意事項の伝達、または従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること</p> <p>(3)従業者に対し、健康診断等を定期的に行っていること</p> <p>(4)訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50%以上であること</p> <p>【サービス提供体制強化加算(Ⅱ)】</p> <p>(1)従業者の総数のうち、常勤職員の割合が60%以上であること</p> <p>(2)「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」の(1)～(3)に適合すること</p> <p>【サービス提供体制強化加算(Ⅲ)】</p> <p>(1)従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の職員の割合が30%以上であること</p> <p>(2)「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」の(1)～(3)に該当すること</p>	<p>◆サービス提供体制強化加算</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 500単位/月</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 350単位/月</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位/月</p>		<p>1(5)H18告示126 P163～P164</p> <p>2(4)H18通知 0331005等 P474～P475</p>	必要
		<p>◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり</p>			

②人員基準関係

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
	従業者の人員基準 (オペレーター)	<p>(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する従業者)</p> <p>サービス提供時間帯を通じて1名以上を配置</p> <p>※看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師、介護支援専門員であること (そのうち、1名以上は常勤の看護師、介護福祉士等を配置)</p> <p>※利用者の処遇に支障がなく、看護師、介護福祉士等との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に3年以上従事した経験を持つ者でもよい</p> <p>※専従であること (利用者の処遇に支障がない場合は、兼務可能)</p>	<p>●午後6時から午前8時までの間は、施設等が併設されている場合に当該施設等の職員をオペレーターとすることが可能</p>	<p>1(13)H18省令34 P259～P260 2(9)H18通知 0331004等 P551～P552</p>
	従業者の人員基準 (定期巡回サービスを行う訪問介護員等)	<p>交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p>		<p>1(13)H18省令34 P259 2(9)H18通知 0331004等 P552</p>
	従業者の人員基準 (随時訪問サービスを行う訪問介護員等)	<p>サービス提供時間帯を通じて1名以上を配置</p> <p>※専従であること (利用者の処遇に支障がない場合は、兼務可能)</p>	<p>●午後6時から午前8時までの間は、オペレーターが随時訪問サービスの職務に従事することが可能 (この場合、当該時間帯においては、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かなくてもよい)</p>	<p>1(13)H18省令34 P259～P260 2(9)H18通知 0331004等 P552</p>
	従業者の人員基準 (訪問看護サービスを行う看護師等)	<p>【保健師、看護師、准看護師】 常勤換算方法で2.5名以上を配置 (そのうち、1名以上は常勤の保健師又は看護師を配置)</p> <p>※事業者が訪問看護事業者の指定も受けており、かつ、当該事業と訪問看護事業とが同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問看護事業の看護職員の人員基準を満たすことにより、常勤換算方法で2.5名以上の保健師等を配置しているものとみなす</p> <p>【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士】 事業所の実情に応じた適当数を配置</p>	<p>●サービス提供時間帯を通じて、看護職員との連絡体制を確保する必要がある</p> <p>●事業所ごとに、看護師、介護福祉士等のうち1名以上を利用者の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」の作成に従事する計画作成責任者として選任する必要がある</p>	<p>1(13)H18省令34 P259～P261 2(9)H18通知 0331004等 P552～P553</p>
	管理者の人員基準	<p>専従かつ常勤で配置 (利用者の処遇に支障がない場合は、兼務可能)</p>		<p>1(13)H18省令34 P261 2(9)H18通知 0331004等 P553～P554</p>

介護報酬改定資料

～定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

ページ

- | | |
|---|----------------|
| (1) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号) | … P 159～ P 165 |
| (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準
(平成 18 年厚生労働省令第 34 号) | … P 258～ P 271 |
| (3) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する
基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発
第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知) | … P 471～ P 475 |
| (4) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス
に関する基準について
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号 老振発第 0331004 号 老老発
第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知) | … P 550～ P 565 |

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。